

第**76**回

定時株主総会招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

場所

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
本社6階会議室

佐田建設株式会社

証券コード：1826

議案

【会社提案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

【株主提案】

- 第3号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件

株主の皆様へ



佐田建設株式会社
代表取締役社長 星野克行

平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

国内建設市場は資材高・労務外注費の高騰に加え、2024年4月から働き方改革に伴う時間外労働の上限規制が導入され、より効率的な事業運営が求められています。

こうした中、当社は建築工事分野において「工場・倉庫・流通施設」や「教育・文化施設」の建て替えニーズに対応し、年間受注額の拡大を図っています。土木工事分野では、道路・トンネル・防災・減災工事に注力し、インフラの維持補修や耐震化工事にも積極的に取り組んでおります。

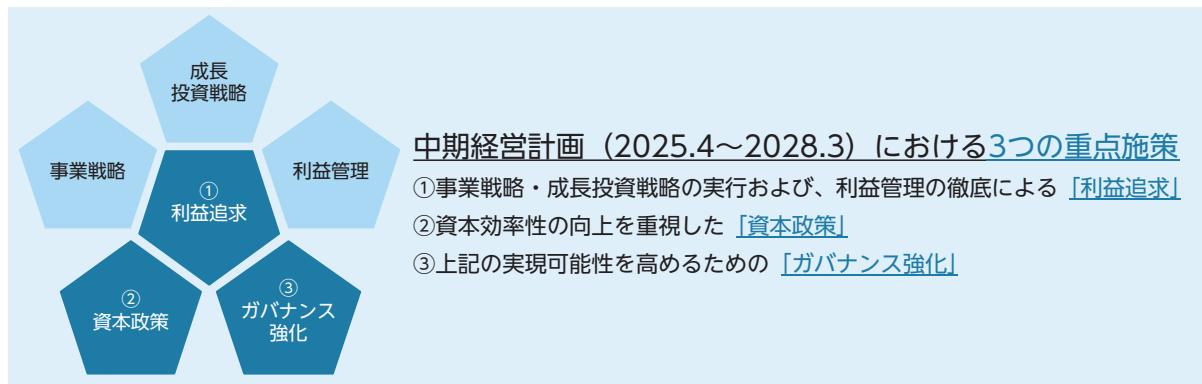
人的資本経営に関しては、ワークライフバランスを重視した働き方改革を推進し、育児休業の取得率100%を達成いたしました。また、女性技術者の増加や女性管理職の登用を進め、多様な価値観を尊重した経営を推進しています。

本総会では、女性社員の育成・活用推進に関する助言等、女性の活躍推進のため、多様な意見を経営に反映させるうえで大きな役割を担うことを期待し、新たに女性の社外取締役候補者を擁立しております。

さらに、2025年2月10日に発表した「中期経営計画」(2025.4~2028.3)では、資本コストや株価を意識した経営を掲げ、ROEの目標を10%以上に引き上げました。計画の最終年度となる2028年3月期には、売上高380億円、営業利益16億円、当期純利益12億円の達成を目指しており、これに向けて、自己資本の適正化や株主還元強化に加え、DX・人材・大型設備・地方創生分野への投資、そしてガバナンス体制の強化を着実に進めてまいります。

当社は2020年に創業100周年を迎え、次なる100年に向けて、お客さま・地域社会・投資家の皆さまから必要とされる企業を目指してまいります。

中期経営計画の概要



Challenge the Next Future with our Passion!

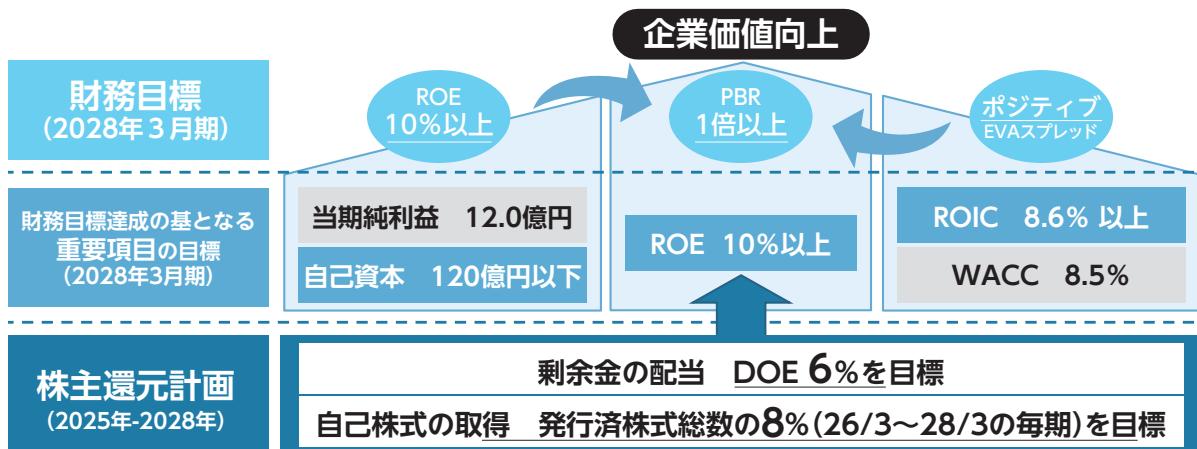
私たちは、何事にも情熱 (Passion) をもって、真摯に挑戦 (Challenge) し、
不断の自己革新を継続することで「次の100年 (Next Future) 」を創造します。

財務目標



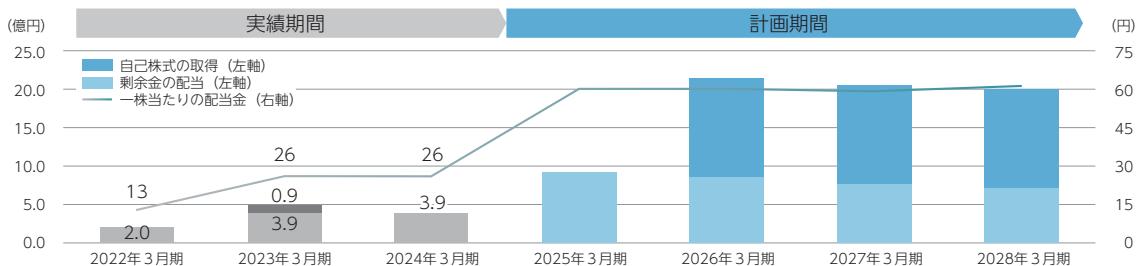
資本政策①

PBR 1倍以上・ROE10%・ポジティブEVAスプレッドを新たな財務目標として設定し、本中期経営計画（2025.4-2028.3）期間内の実現に向け、積極的な株主還元を行い、バランスシートをスリム化します。



資本政策②

株主還元方針として、自己資本が120億円になるまで、毎期DOE6.0%を目標とする配当及び対発行済株式総数の8.0%を目標とする自己株式取得を実施します。



(証券コード1826)
2025年6月4日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 星野 克行

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第76回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sata.co.jp>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「佐田建設」、または証券コードに「1826（半角）」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席いただく場合、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

会社提案

(第1号議案および第2号議案)

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

株主提案

(第3号議案および第4号議案)

第3号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

第4号議案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前8時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます(ご捺印は不要です)。

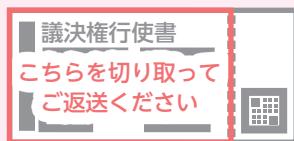
当日ご出席されない場合

郵送(書面)によるご行使



2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



詳細につきましては7頁をご覧ください。

電磁的方法(インターネット等)によるご行使

「スマート行使」によるご行使



2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分受付分まで

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って賛否をご送信ください。
すべての会社提案議案について「賛成」するを押した場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をした画面に遷移します。



詳細につきましては8頁をご覧ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分受付分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細につきましては9頁をご覧ください。

1. 議決権行使書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
2. 議決権をインターネット等により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



郵送(書面)によるご行使(2025年6月25日午後5時30分到着分まで)

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数		別																								
佐田建設株式会社 様 当社は、2025年6月25日開催の 第17回定時株主総会(議決権委 員は議決権委員会)における各議案につ き、右記(賛否を○印で表示)のと おり議決権を行います。																													
2025年6月 日																													
本議案に賛成(○)の 投票を希望する 場合は、議決権 行使書に議決権 行使個数を記載し て「賛」を○印で 表示してください。 議決権行使書に ついては、本封 入の封筒裏面に 記載されています。																													
インターネット投票 機能をご利用の場合は、インターネット 投票機をご利用ください。																													
<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> </tr> <tr> <td>議案1</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> </tr> </table>		議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数	議案1	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> </tr> <tr> <td>議案2</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> </tr> </table>		議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数	議案2	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> <th>議決権行使個数</th> </tr> <tr> <td>議案3</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> <td>議決権行使個数</td> </tr> </table>		議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数	議案3	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数
議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
議案1	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
議案2	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
議案	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
議案3	議決権行使個数	議決権行使個数	議決権行使個数																										
お願い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、お返送ください。 2. 議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数と異なる場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数に基づき表示される場合は、「株主総会参加者」に出席の有無を併せて表示してください。 3. 賛否を○印で表示し、議決権行使個数を記入してください。 4. 議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数と異なる場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数に基づき表示される場合は、「株主総会参加者」に出席の有無を併せて表示してください。 5. 議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数と異なる場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使個数に基づき表示される場合は、「株主総会参加者」に出席の有無を併せて表示してください。																													
佐田建設株式会社																													

↑こちら側を切り取ってご返送ください。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※2025年6月25日(水)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**(取締役会からご提案させていただく議案)と**株主提案**(一部の株主さまからご提案された議案)がございます。第1号議案および第2号議案は、会社提案です。第3号議案および第4号議案は、株主提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知19頁以降をご参照ください。

会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

議案	第1号議案	第2号議案(下の候補者を除く)	議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	株主提案	賛	賛
株主提案	否	否	株主提案	否	否

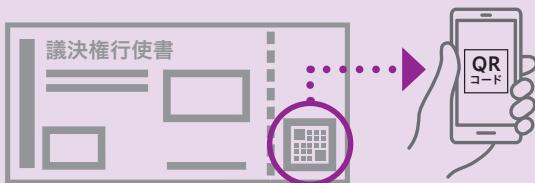
会社提案
「賛」に○

株主提案
「否」に○



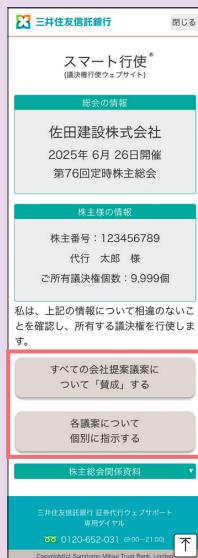
「スマート行使」によるご行使(2025年6月25日午後5時30分受付分まで)

1 議決権行使書用紙右下のQRコードからスマート行使にアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

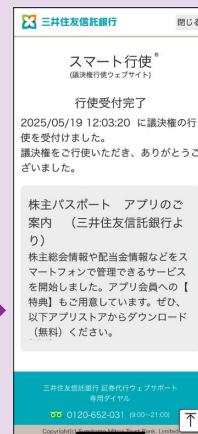
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



会社（佐田建設）提案に「賛成」、株主提案に「反対」にご賛同いただける場合の入力方法

右図のボタンをご選択ください。
すべての会社提案議案について「賛成」するを選択

※すべての会社提案について「賛成」するを押した場合、**会社提案に「賛成」、株主提案に「反対」の**選択をした画面に遷移します。



※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 (2025年6月25日午後5時30分受付分まで)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「次へすすむ」をクリックします。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



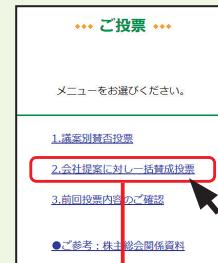
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力、「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力、「次へ」をクリック

4 画面の案内に従って賛否をご入力ください

会社（佐田建設）提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合の入力方法

投票画面、
 右図のボタンをご選択ください。
「2.会社提案に対し一括賛成投票」
 を選択



「2.会社提案に対し一括賛成投票」
 を選択

- ※ご投票画面トップの「2.会社提案に対し一括賛成投票」をご選択いただいた場合、会社提案に賛成、株主提案に反対の選択をした画面に遷移します。
- ※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

スマートフォン・パソコン等の
 操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 【電話】0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

会社提案（第1号議案および第2号議案）

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当を含む株主還元については、適正な利益を確保するための確固たる事業戦略を基軸として、PBR 1 倍の恒常的な達成を念頭に、成長投資と株主還元のバランスを意識したキャッシュポジションの構築に努めることを基本方針としております。

2024年度の株主還元につきましては、「中期経営計画（2025.4-2028.3）」の配当方針、D〇E 6 %目標を一年前倒しで実施いたします。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき60円
配当総額 924,192,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日
- (4) 配当金支払開始日
2025年7月17日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会出席状況
1	ほし の かつ ゆき 星 野 克 行 再任	代表取締役社長	16/16回 (100%)
2	あら い きよ ひこ 荒 井 清 彦 再任	取締役専務執行役員経営本部長	16/16回 (100%)
3	なか お のぶ よし 中 尾 信 芳 再任	取締役常務執行役員建築本部長	16/16回 (100%)
4	か のう まさ たか 狩 野 純 公 再任	取締役常務執行役員営業本部長	16/16回 (100%)
5	ほり うち かね ひろ 堀 内 金 弘 再任	取締役執行役員管理本部長	16/16回 (100%)
6	なか じま かつ ひと 中 島 克 仁 再任	取締役執行役員土木本部長	13/13回 (100%)
7	とみ おか まさ あき 富 岡 政 明 再任 社外 独立	社外取締役	16/16回 (100%)
8	かつら がわ しゅう いち 桂 川 修 一 再任 社外 独立	社外取締役	16/16回 (100%)
9	うえ はら み な こ 上 原 美奈子 新任 社外		

候補者番号

1

ほし の かつ ゆき
星 野 克 行
 (1959年1月19日生)

再 任

所有する当社株式の数 33,773株
 取締役在任期間 (本株主総会終結時) 7年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2009年4月 当社大阪支店土木部長
 2014年7月 当社土木本部土木推進部長
 2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長
 2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長
 2018年6月 当社取締役土木本部長
 2023年6月 当社専務取締役土木本部長
 2024年6月 当社代表取締役社長 (現在)

取締役候補者とした理由

星野克行氏は、2018年から当社の取締役、2023年から当社の専務取締役、2024年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続可能な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

あら い きよ ひこ
荒 井 清 彦
 (1957年4月25日生)

再 任

所有する当社株式の数 20,153株
 取締役在任期間 (本株主総会終結時) 5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
 2011年7月 当社経営企画部長
 2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長
 2016年6月 当社常勤監査役
 2020年6月 当社取締役経営企画室長
 2024年6月 当社取締役専務執行役員経営企画担当
 2024年10月 当社取締役専務執行役員経営本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

なか お のぶ よし
中 尾 信 芳
(1956年11月9日生)

再 任

所有する当社株式の数 14,488株
取締役在任期間 (本株主総会終結時) 4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



1977年 4月 当社入社
2013年 12月 当社建築本部リニューアル部長
2015年 6月 当社建築本部工事部第一工事部長
2016年 6月 当社執行役員建築本部工事部第一工事部長
2017年 6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部工事部長
2018年 6月 当社執行役員建築本部統括部長
2019年 6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長
2021年 6月 当社取締役建築本部長
2024年 6月 取締役常務執行役員建築本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

中尾信芳氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2021年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

か のう まさ たか
狩 野 純 公
(1959年2月8日生)

再 任

所有する当社株式の数 14,213株
取締役在任期間 (本株主総会終結時) 3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



1982年 4月 当社入社
2008年 6月 当社東京支店副支店長
2009年 4月 当社東京支店第一営業部次長
2011年 6月 当社東京支店営業部長
2017年 6月 当社執行役員東京支店長
2021年 6月 当社常務執行役員東京支店長
2022年 6月 当社取締役営業本部長
2024年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

狩野純公氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2022年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

ほり うち かね ひろ
堀 内 金 弘
(1963年11月16日生)

再 任

所有する当社株式の数 11,354株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1982年 4 月 当社入社
 2011年 6 月 当社管理本部財務部次長
 2018年10月 当社経営企画部長兼秘書室長
 2020年 6 月 当社管理本部財務部長
 2021年 6 月 当社執行役員管理本部財務部長
 2023年 6 月 当社取締役管理本部長兼財務部長
 2024年 6 月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長
 2024年10月 当社取締役執行役員管理本部長（現在）

取締役候補者とした理由

堀内金弘氏は、当社の経営企画部門と管理部門における豊富な経験と実績に加え、2023年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

なか じま かつ ひと
中 島 克 仁
(1959年3月24日生)

再 任

所有する当社株式の数 20,824株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 1年**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年 4 月 当社入社
 2013年 6 月 当社土木本部工事部次長
 2014年 6 月 当社土木本部第一工事部長
 2017年 6 月 当社執行役員土木本部第一工事部長
 2018年 6 月 当社執行役員土木本部統括部長
 2024年 6 月 当社取締役執行役員土木本部長（現在）

取締役候補者とした理由

中島克仁氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2024年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

とみ おか まさ あき
富岡政明
(1955年10月12日生)

再任

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者

取締役在任期間 (本株主総会終結時)

7年

独立役員候補者



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年12月 社会保険労務士登録 (現在)

1986年3月 行政書士登録 (現在)

1999年6月 社会保険労務士法人

富岡労務管理事務所代表社員 (現在)

2006年11月 特定社会保険労務士登録 (現在)

2018年6月 当社取締役 (現在)

<重要な兼職の状況>

特定社会保険労務士

行政書士

社会保険労務士法人

富岡労務管理事務所 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富岡政明氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、経営判断、意思決定に必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

8

かつら がわ しゅう いち
桂川修一
(1958年2月25日生)

再任

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者

取締役在任期間 (本株主総会終結時)

2年

独立役員候補者



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所

1995年8月 公認会計士登録 (現在)

2020年7月 桂川公認会計士事務所 所長 (現在)

2022年4月 南青山監査法人代表社員 (現在)

2023年6月 当社取締役 (現在)

<重要な兼職の状況>

公認会計士

桂川公認会計士事務所 所長

南青山監査法人 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桂川修一氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、公認会計士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

9

うえ はら み な こ
上原 美奈子
(1965年2月3日生)

新 任

社外取締役候補者

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

0年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



1987年 4月 群馬県庁入庁

2018年 4月 同庁健康福祉部健康福祉課地域福祉推進室長

2019年 4月 同庁自治研修センター所長

2020年 4月 同庁生活子ども部私学・子育て支援課長

2021年 4月 同庁生活子ども部生活子ども課長

2022年 4月 同庁生活子ども部長

2025年 5月 公益社団法人群馬県老人保健施設協会
事務局長（現在）

<重要な兼職の状況>

公益社団法人群馬県老人保健施設協会 事務局長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上原美奈子氏は、長年にわたる行政機関での専門的知識・経験を有しています。その経験・能力を高く評価しており、同氏が新任された場合には、専門的見地から、女性社員の育成・活用推進に関する助言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 富岡 政明、桂川 修一、上原 美奈子の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- ① 富岡 政明氏は、本総会終結の時をもって7年となります。
- ② 桂川 修一氏は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 富岡 政明と桂川 修一の両氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また上原 美奈子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
5. 当社は富岡 政明と桂川 修一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3-6.役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス
議案が会社提案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 および担当	企業経営	営業・ マーケティング	コアポレイト ファイナンス	建設DX	人事・労務・ 人材開発	安全・ 品質・技術	ESG	法務・リスク マネジメント
星野 克行	代表取締役社長	●	●			●	●	●	●
荒井 清彦	取締役専務執行役員経営本部長	●		●	●	●		●	●
中尾 信芳	取締役常務執行役員建築本部長	●	●		●		●		
狩野 純公	取締役常務執行役員営業本部長	●	●			●		●	
堀内 金弘	取締役執行役員管理本部長	●		●	●				●
中島 克仁	取締役執行役員土木本部長	●			●		●	●	
富岡 政明	社外取締役					●			●
桂川 修一	社外取締役			●					●
上原 美奈子	社外取締役					●			●
渡邊 秀幸	取締役常勤監査等委員		●						●
丸山 和貴	社外取締役監査等委員							●	●
木部 和雄	社外取締役監査等委員	●		●					●
増田 順一	社外取締役監査等委員			●					●

※上記一覧は、取締役および取締役監査等委員が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

ご参考 取締役を求めるスキル項目について

スキル項目	スキル項目を選定した理由
企業経営	企業の重要な意思決定に携わったことのある豊富な経験と知見を有し、佐田建設グループの経営理念を実現するための高い行動力と優れた解決力を有すること
営業・マーケティング	営業・マーケティングに関する豊富な経験と知見を有し、事業マーケットのトレンドを掴んだうえで、個々のお客さまに最適なソリューションや価値を提示できる優れた提案力を有すること
コーポレートファイナンス	健全な財務基盤を構築するための財務・会計に関する豊富な経験と知見を有し、成長投資と株主還元を両立させるキャッシュアロケーションを実現するための優れた財務管理能力を有すること
建設DX	建設DXの普及・推進に関する豊富な経験と知見を有し、積極的な技術開発と建設生産システムの抜本的な改革を推進するための、優れた情報リテラシーを有すること
人事・労務・人材開発	人事労務に関する豊富な経験と知見を有し、建設業への就労人口減少や高齢化する人的資本課題等に対応するための、優れた発想力と遂行力を有すること
安全・品質・技術	建設技術と安全活動に対する豊富な経験と知見を有し、お客さまへの新たな付加価値の提案と現場における安全活動の徹底推進を通じて、従業員エンゲージメントの向上に資する優れたマネジメント能力を有すること
ESG	長期的な企業成長を目指すために、環境・社会・企業統治の各領域において会社が取り組むべき課題を把握し、それらの課題に対処するための深い知見を有すること
法務・リスクマネジメント	法律やコンプライアンスに関する豊富な経験と知見を有し、適切なリスク管理による経営の安定化を推進することで、社会との信頼関係の構築に貢献できる優れたリーガルマインドを有すること

株主提案（第3号議案および第4号議案）

第3号議案および第4号議案は、いずれも株主サンシャインE号投資事業組合（業務執行組合員UGSアセットマネジメント株式会社。以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

以下の「議案の要領」は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しており、「提案の理由」は、当社の依頼に応じて、提案株主が原文を要約したものをそのまま記載しております。

当社取締役会は、後述のとおり、本提案株主からの提案である第3号議案および第4号議案のいずれに対しても「反対」しております。

〈株主提案〉

第3号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

(1) 議案の要領
植頭隆道を監査等委員でない取締役に選任する。

(2) 提案の理由

提案株主は、2022年以降、当社経営陣と継続的に面談を行ってきましたが、2024年9月に担当役員が荒井清彦取締役に變更されて以降、面談の先延ばし等不誠実な対応が続きました。2024年度定時株主総会に提案株主が提出した株主提案には43.73%の賛成が集まりましたが、経営陣は、この結果についての見解を求めても「検討中」との回答に終始しました。結果として、2025年2月に発表された中期経営計画では、株主提案の内容に沿った内容、すなわち目標D〇Eを6%に設定すること及び自己株取得の取得目標を発行済株式の24%とすることが盛り込まれましたが、半年間に及ぶ株主との対話の欠如は深刻な問題です。また、当社の社外取締役は、経営陣と深い関係のある者である上、上記のような状況を放置しており、独立性や監視機能が欠如しています。当社のコーポレート・ガバナンスの透明性及び監視機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を選任することを目的として、植頭隆道氏を取締役に選任することを提案します。

植頭の略歴は、以下のとおりです。

氏名（生年月日）

植頭 隆道（うえず たかみち）（1979年6月23日生）

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2002年4月 KOBE証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）

2009年8月 リードオフマネジメント株式会社 代表取締役

2010年3月 UGSアセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）

2011年3月 ヘッジファンド証券株式会社 取締役

2013年7月 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役（現任）

2024年3月 株式会社トライアイズ 社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当社株式の数

0株

第3号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は本株主提案に反対いたします。反対の理由は以下のとおりです。

(1) 当社は、株主・投資家との真摯な対話を踏まえて、企業価値向上の取組みを進めています。

当社は、これまで株主・投資家のご意見やご示唆に真摯に耳を傾けて、取締役会における議論に反映するとともに、当社の経営に対する姿勢を株主・投資家に丁寧にご説明し、当社の中長期的な企業価値向上への取組みに対してご理解いただくよう努めてまいりました。本提案株主が主張される資本効率の向上策等につきましても、その趣旨を十分理解した上で、当社取締役会において真摯に必要なかつ適切な検討を行ってまいりました。

その上で、当社は、PBR 1 倍を恒常的に達成するために、ROE10%以上の達成が必要であると認識し、2025年2月10日に公表した2025年4月から2028年3月を対象とする新たな中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定するに至りました。新中期経営計画においては、ROE10%の達成及びPBR 1 倍の恒常的な達成のための施策として、事業戦略・成長投資戦略の実行や利益管理の徹底による「利益追求」、資本効率性の向上を重視した「資本政策」、これらの実現可能性を高めるための「ガバナンス強化」の3点を重点施策として掲げています。

こうした取組みは、上記で述べたとおり、株主・投資家との対話を通じて得られたご意見等を、取締役会における議論に反映した結果といえます。なお、当社は、本提案株主との対話についても真摯かつ誠実に向き合ってきており、本提案株主との面談に関して「不当に面談を先延ばし」したといった事実は一切ございません。

(2) 当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会体制が最適であります。

当社は、新中期経営計画の達成を確実なものとするために、「ガバナンス強化」という重点施策の一環として、取締役会構成及び役員報酬制度の見直しを行うこととしています。このうち、取締役会構成の見直しについては、女性社員の育成・活用推進に関する助言を期待し、新中期経営計画期間中に女性社外取締役を1名招聘予定としておりましたところ、本定時株主総会にて上原美奈子氏を社外取締役候補として上程することといたしました。また、現中期経営計画期間中に、指名・報酬諮問委員会の設置を検討する予定です。このような取締役会構成の見直しに先立ち、当社は、当社取締役に必要なスキルを再定義し、企業経営、営業・マーケティング、コーポレートファイナンス、建設DX、人事・労務・人材開発、安全・品質・技術、ESG、法務・リスクマネジメントという8つのスキルセットを充足する観点から、各候補者の取締役としての適格性を判断することとしております。

本定時株主総会において、当社が提案している取締役候補者から構成される取締役会は、当社の取締役に求められるスキル・経験を備え、上記のスキルマトリックスの観点からもバランスが確保されているだけでなく、十分な独立性を備え、実質的かつ活発な議論を行うために

適正な人数規模であると判断しており、新中期経営計画の達成に向けた取締役会体制として最適と考えております。

(3) 本株主提案の候補者は、当社独立社外取締役としての適格性に懸念があります。

他方、本提案株主が独立社外取締役候補者として提案している植頭隆道氏（以下「植頭氏」といいます。）は、本提案株主の業務執行組合員の代表取締役を務める者であります。従前における植頭氏からの説明においても、興味を有するのは投資事業であって、当社や当社の属する業界については専門外である旨の発言もあるなど、当社の取締役会の構成員として求められるスキル・経験を備えているとは言い難いうえ、当社の企業価値を中長期的に発展させていくために最善を尽くす意欲を有しているとは認めがたいと考えております。また、当社は、取締役候補者選定に係るプロセスの公正性を担保すべく、植頭氏との間で書面による質疑応答を実施いたしました。当社が新中期経営計画策定時に新たに定義し必要とする取締役のスキル、同氏の実績や経験等を総合的に勘案し、植頭氏を当社の取締役として選任すべき有意な理由は見い出せておりません。

さらに、当社は、コーポレートガバナンス・コード原則4-9を踏まえ、金融商品取引所が定めるミニマム・スタンダードである独立性基準を超えて、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた自社の独立性判断基準を策定・開示しており、一般的な上場会社における策定水準と同等に、社外取締役の独立性判断基準として、現在または過去3年間において、当社の10%以上の議決権を保有する株主（主要株主）またはその業務執行者に該当しないことを要件としております。本提案株主の業務執行組合員であるUGSアセットマネジメント株式会社は、業務執行組合員を務める各投資事業組合を通じて、2025年3月31日時点において、当社株式を議決権ベースで合計14.11%保有しており、当社の主要株主に該当しております。したがって、UGSアセットマネジメント株式会社の代表取締役を務める植頭氏は、当社が定める独立性判断基準に抵触し、当社としては、当社の取締役会における少数株主の利益保護の観点からも、当社社外取締役への選任は適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第4号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株あたり配当額

金80円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たり剰余金配当金額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金80円）

ウ 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株あたり配当額（配当総額は、1株あたり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当の効力が生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始時

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

提案株主は2024年度定時株主総会でDOE 6%相当の配当（1株58円）を提案し43.73%の賛成を得ました。翌2025年2月に発表された中期経営計画では同水準の配当方針が示され、提案内容の一部が反映された点は一定の評価に値しますが、現在の株価水準がPBR 1倍を超えているのは提案株主が当社の株式保有比率を引き上げた結果株価水準が切り上がったに過ぎず、当社の企業価値に対する市場の評価が向上したものではありません。そして、現在の市場環境や株主資本コストを踏まえると、配当水準としてDOE 6%では不十分であり、PBR 1倍を恒常的に維持するにはDOE 8%相当の配当（1株80円）が必要です。当社は潤沢な自己資本（153億円超）を有しておりこの水準の還元も財務上問題ありません。過去には創業者一族の放漫経営により巨額損失・無配が続き、一般株主は長年報われてきませんでした。今こそ蓄積された内部留保を活用し、全株主に適切な利益還元を行うべきあり、提案株主は、今期の配当を当社のDOE（株主資本配当率）8%相当額を踏まえた額である1株あたり80円とするよう提案します。

第4号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は本株主提案に反対いたします。反対の理由は以下のとおりです。

当社は、配当を含む株主還元については、適正な利益を確保するための確固たる事業戦略を基軸として、PBR 1倍の恒常的な達成を念頭に、成長投資と株主還元のバランスを意識したキャッシュポジションの構築に努めることを基本方針としております。そして、当社は、このような基本方針の下で、株主・投資家との対話を通じて得られたご意見等も真摯に踏まえ、

2025年2月10日に公表した新中期経営計画において、ROE10%以上の実現及びEVAスプレッドのプラス化を通じて恒常的にPBR1倍以上を達成することを目標として掲げるに至りました。

当社は、かかる目標を実現すべく、新中期経営計画期間中（2028年3月期まで）、現状150億円となっている自己資本が120億円になるまで、每期DOE6%を目標とする配当及び発行済株式総数8%を目標とする自己株式の取得といった株主還元策を実施することとしています。

また、当社は、キャッシュアロケーションについて、成長投資と株主還元のバランスを意識したキャッシュポジションを構築するため、余剰資金については、株主還元に充当するだけでなく、将来の成長を見据えてDX・人材・大型設備・地方創生に対する積極的な投資を検討及び実施していくこととしています。具体的には、新中期経営計画期間を通じ、DX戦略を実現するための基幹システム・営業支援システムの更新や現場支援システム等の導入を内容とするDX関連投資6.4億円、「人材育成」・「人材確保」・「働き甲斐のある/働きやすい環境づくり」に対する人材関連投資7.9億円、アスファルト合材及び再生骨材の製造・販売を通じた循環型社会形成に向けた取組みのための大型設備関連投資8.0億円、群馬県内の地域建設業の強化を目的とする地方創生関連投資6.0億円、合計28.3億円の投資を検討しています。この投資額は、前中期経営計画における投資額を約20億円上回るものです。

当社は、以上のような当社の成長投資戦略や資本戦略を前提に、適正な利益を確保するための確固たる事業戦略を基軸として、バランスの取れた成長投資と株主還元を継続的に行い、社会から信頼され、社会とともに成長していく企業グループを目指しています。

他方、本株主提案は、PBR1倍を恒常的に達成するためにはDOE8%相当の配当の実施が必要であると主張して、2025年3月期における1株当たりの配当額を会社提案に係る配当と合わせて80円とすることを内容とするものですが、当社の会社提案である2025年3月期における1株当たり配当額はDOE6%の60円であり、今期実施予定の発行済株式総数の8%を目標とする自己株式の取得を加えると、DOE換算で約16%となります。当社は、新中期経営計画で掲げた事業戦略と資本政策を着実に実行することが、ROE10%以上の実現と、PBR1倍以上の恒常的な達成に資するものと考えております。一方、本株主提案は、当社の持続的な成長投資戦略に基づく投資の必要性や重要性を考慮していないものであり、当社提案の株主還元を超えて、本株主提案にかかる内容の剰余金の処分を行うことは、当社が策定した新中期経営計画に従った取組みに支障を及ぼすおそれがあり、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図る観点からも、適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善が進み、また旺盛なインバウンド需要の高まりなどにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ウクライナ及び中東情勢の長期化といった地政学的な緊張、外国為替市場における円安基調の影響もあり資源価格・原材料価格の高騰が続き、またトランプ米大統領の関税政策への懸念等により、依然として先行き不透明な状況となっております。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資においても持ち直しの動きが見られたものの、資材価格の高騰や労務需給の逼迫に伴う労務費の上昇等、予断を許さない状況が続きました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連129億1千5百万円(前期比49.6%増)、建築関連251億1千9百万円(前期比5.2%減)、兼業事業4億7千2百万円(前期比19.1%減)となり、合計で前期と比べ27億9千7百万円増加し385億6百万円(前期比7.8%増)となりました。

売上高は、前期繰越工事の大幅な増加等により、土木関連83億3百万円(前期比14.6%増)、建築関連234億8千9百万円(前期比28.7%増)、兼業事業4億7千2百万円(前期比19.1%減)となり、合計で前期と比べ61億8千1百万円増加し322億6千4百万円(前期比23.7%増)となりました。

繰越高は、公共大型工事に加え、民間大型工事も受注したこと等により、土木関連114億1千8百万円(前期比67.8%増)、建築関連184億6千万円(前期比9.7%増)となり、合計で前期と比べ62億4千1百万円増加し298億7千9百万円(前期比26.4%増)となりました。

営業利益は、売上高の増加や工事原価の削減等により、前期に比べ7億6千万円増加し9億6千万円(前期比379.0%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ7億5千8百万円増加し9億6千8百万円(前期比361.2%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期と比べ5億3千6百万円増加し6億1千1百万円(前期比714.8%増)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連117億1千7百万円(前期比76.8%増)、建築関連200億1千5百万円(前期比5.7%増)、兼業事業5億7百万円(前期比17.4%減)となり、合計で前期と比べ60億7千万円増加し322億3千9百万円(前期比23.2%増)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連36.9%、建築関連63.1%であり、発注者別比率では、官公庁工事55.6%、民間工事44.4%であります。

売上高は、土木関連68億1千8百万円(前期比20.4%増)、建築関連176億8千1百万円(前期比38.8%増)、兼業事業5億7百万円(前期比17.4%減)となり、合計で前期と比べ59億8千9百万円増加し250億6百万円(前期比31.5%増)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連27.8%、建築関連72.2%であり、発注者別比率では、官公庁工事40.5%、民間工事59.5%であります。

繰越高は、土木関連111億8千万円(前期比78.0%増)、建築関連164億1千9百万円(前期比16.6%増)となり、合計で前期と比べ72億3千3百万円増加し276億円(前期比35.5%増)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連40.5%、建築関連59.5%であり、発注者別比率では、官公庁工事58.8%、民間工事41.2%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ6億2千6百万円増加し4億5千6百万円の営業利益(前年同期は営業損失1億6千9百万円)となりました。

経常利益は、前期に比べ6億2千7百万円増加し5億5千1百万円の経常利益(前年同期は経常損失7千5百万円)となりました。

当期純利益は、前期に比べ4億7千1百万円増加し3億7千4百万円の当期純利益(前年同期は当期純損失9千7百万円)となりました。

②部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	6,806	12,915	8,303	11,418
	建築関連	16,830	25,119	23,489	18,460
小 計		23,637	38,034	31,792	29,879
兼 業 事 業		—	472	472	—
合 計		23,637	38,506	32,264	29,879

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	6,281	11,717	6,818	11,180
	建築関連	14,084	20,015	17,681	16,419
小 計		20,366	31,732	24,499	27,600
兼 業 事 業		—	507	507	—
合 計		20,366	32,239	25,006	27,600

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

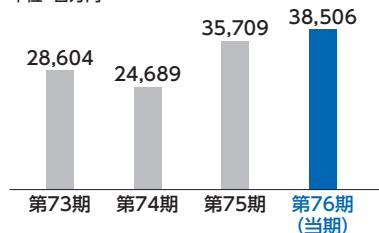
1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目	期別	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期	2024年度 第76期(当期)
受注高 (百万円)		28,604	24,689	35,709	38,506
売上高 (百万円)		26,660	30,121	26,083	32,264
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		355	1,325	75	611
1株当たり当期純利益 (円)		22.92	85.68	4.90	39.86
総資産 (百万円)		25,837	26,781	26,297	27,489
純資産 (百万円)		14,554	15,573	15,245	15,522

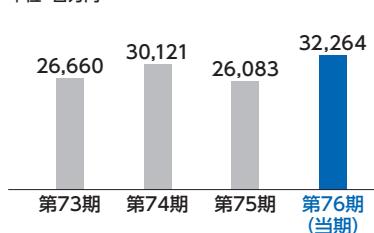
受注高

単位：百万円



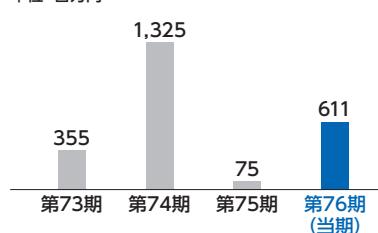
売上高

単位：百万円



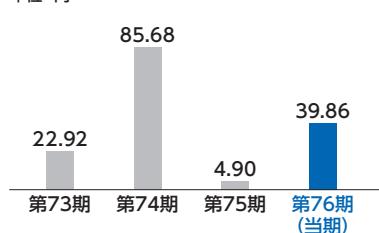
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



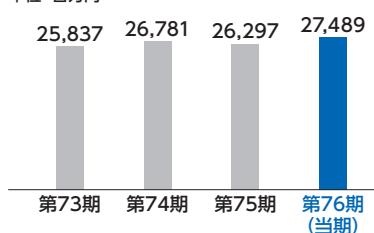
1株当たり当期純利益

単位：円



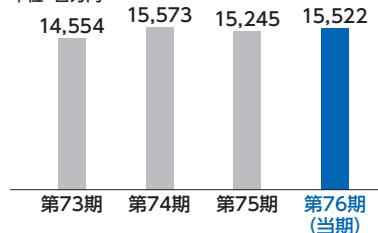
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円

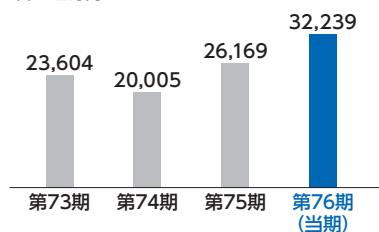


② 当社の状況

項目 \ 期別	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期	2024年度 第76期(当期)
受注高 (百万円)	23,604	20,005	26,169	32,239
売上高 (百万円)	21,598	25,290	19,017	25,006
当期純利益 (△損失) (百万円)	198	1,226	△97	374
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	12.82	79.24	△6.39	24.39
総資産 (百万円)	22,471	23,811	22,062	23,169
純資産 (百万円)	12,563	13,482	12,981	13,021

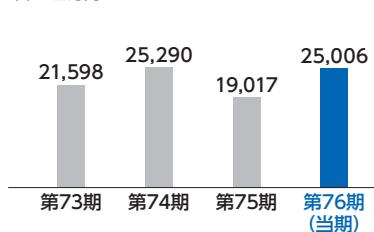
受注高

単位:百万円



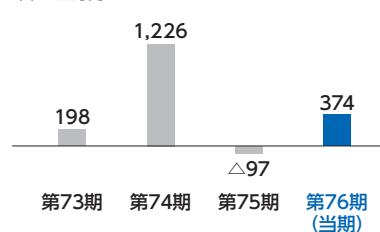
売上高

単位:百万円



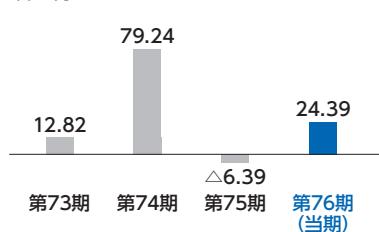
当期純利益 (△損失)

単位:百万円



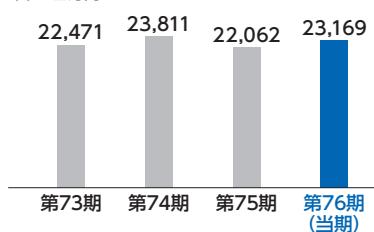
1株当たり当期純利益 (△損失)

単位:円



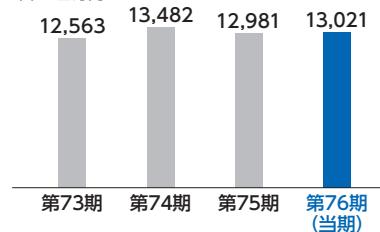
総資産

単位:百万円



純資産

単位:百万円



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続くことが予想されます。一方で、ウクライナ及び中東情勢の長期化といった地政学的な緊張、金利上昇や急激な為替変動の影響が懸念され、またトランプ米大統領の関税政策への懸念等により、依然として先行き不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資とも引き続き堅調に推移すると思われませんが、建設資材の価格高騰や労務需給の逼迫、建設業の時間外労働上限規制への対応等の影響もあり、厳しい事業環境が続くものと予測されます。

このような状況の中、当社グループは【Challenge the Next Future with our Passion!】「私たちは、何事にも情熱 (Passion) をもって、真摯に挑戦 (Challenge) し、不断の自己革新を継続することで「次の100年 (Next Future)」を創造します。」を基本理念に、「中期経営計画 (2025.4-2028.3)」を策定しました。

また、本中期経営計画は、2024年2月5日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の内容をアップデートし作成したものです。

1. 基本方針

PBR 1倍の前提となるROE10%の早期実現に向け、企業価値向上につながる施策を、聖域なく立案し、実行に移す。

2. 中期経営計画達成のために取り組むべき施策

(1) 利益追求 (事業戦略)

① 土木戦略

土木造成・トンネル・道路・橋梁工事を注力分野として定め、安定的な官庁案件の獲得を実績として、マーケットポジションの向上と技術提案力の強化を志向。併せて、民間案件の獲得を強化する。外部協力会社との緊密な連携および材料調達や事務作業の効率化による外注費の削減を図る。

② 建築戦略

工場・倉庫・教育・庁舎物件を注力分野として定め、営業・建築両本部が一体となって「顧客のニーズに寄り添った技術提案」を実施する。外部協力会社との緊密な連携および材料調達や事務作業の効率化による外注費の削減を図る。

③ DX戦略

データ収集・蓄積、データ統合・活用による業務の高度化・効率化を徹底する。

④ 人的資本戦略

経営視点を持った幹部人材の育成・確保、働き甲斐のある環境づくりを行う。

⑤ 投資戦略

将来を見据えてDX、人材、設備、地方創生に積極的に投資する。

(2) 資本政策

① PBR 1倍以上を恒常的に達成するための新たな株主還元方針の策定

ROE10%を達成するための株主還元として、目標DOEを6%に設定し、中計期間中の自己株式の取得目標を発行済株式の24%とする。

② キャッシュアロケーション

成長投資と株主還元のバランスを意識したキャッシュポジションを構築する。

(3) ガバナンス強化

① 今後の取締役会構成および役員報酬の方向性

女性取締役の招聘、業績連動報酬・株式報酬割合の増加、報酬KPIの見直し

② スキルマトリックスの再定義

中計達成に向けて必要なスキルの見直し、スキル選定理由の明確化

3. 目標数値

項目	概要
連結当期純利益	中計最終年度に12億円
連結ROE	中計最終年度に10%
DOE	6%を目標
自己株式の取得	中計期間中(3年間)に発行済株式の24%を目標

今後、中期経営計画と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針の確実な遂行に最大限の努力を行ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-5）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（3）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社4社は建設工事の受注・施工を行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	群馬県前橋市	栃木支店	栃木県宇都宮市
東京支店	東京都豊島区	茨城支店	茨城県下妻市
大阪支店	大阪府大阪市	東北営業所	宮城県仙台市
さいたま支店	埼玉県さいたま市		
子会社			
佐田道路(株)	群馬県前橋市	(株)リフォーム群馬	群馬県前橋市
(株)島田組	群馬県桐生市	彩光建設(株)	埼玉県さいたま市

(2) 使用人の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
454名	6名減	47.1才	21.1年

②当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
370名	2名減	46.2才	21.9年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

①子会社の状況

名 称	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等

②企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

1-8. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 足 利 銀 行	310百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100百万円
株 式 会 社 東 和 銀 行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	68百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,403,202株 (自己株式118,031株を除く)
- ③ 当事業年度末の株主数 4,163名 (前期末比209名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐田建設従業員持株会	9,489百株	6.2%
立花証券株式会社	8,000	5.2
佐田建設伸佐会持株会	7,458	4.8
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8028-394841	7,003	4.5
株式会社群馬銀行	6,371	4.1
サンシャインE号投資事業組合	6,003	3.9
齊丸千代	5,517	3.6
サンシャインF号投資事業組合	5,459	3.5
サンシャインD号投資事業組合	5,028	3.3
サンシャインG号投資事業組合	5,014	3.3

(注) 持株比率は、自己株式 (118,031株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	11,300株	6名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	星野克行	
取締役 専務執行役員	荒井清彦	経営本部長
取締役 常務執行役員	中尾信芳	建築本部長
取締役 常務執行役員	狩野純公	営業本部長
取締役 執行役員	堀内金弘	管理本部長
取締役 執行役員	中島克仁	土木本部長
社外取締役	富岡政明	特定社会保険労務士・行政書士 社会保険労務士法人富岡労務管理事務所 代表社員
社外取締役	桂川修一	公認会計士・桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員
取締役 常勤監査等委員	渡邊秀幸	
社外取締役 監査等委員	丸山和貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役
社外取締役 監査等委員	木部和雄	
社外取締役 監査等委員	増田順一	増田順一税理士事務所 税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査等委員の異動

①2024年6月26日開催の第75回定時株主総会において、中島 克仁氏は、新たに取締役に選任され就任し、土屋 三幸氏は、第75回定時株主総会終結の時をもって取締役に退任いたしました。

②2024年6月26日開催の第75回定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役社長に星野 克行氏が選定され就任いたしました。

2. 取締役富岡 政明、桂川 修一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役富岡 政明、桂川 修一、取締役監査等委員丸山 和貴、増田 順一の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 取締役監査等委員木部 和雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役監査等委員増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、2024年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、常勤監査役渡邊 秀幸氏は取締役（常勤監査等委員）に、監査役丸山 和雄、木部 和雄、増田 順一の3氏は取締役（監査等委員）にそれぞれ就任いたしました。
8. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、渡邊 秀幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） 〈うち社外取締役〉	100 〈7〉	69 〈7〉	22 〈-〉	8 〈-〉	9 〈2〉
監査等委員である取締役 〈うち社外取締役〉	16 〈9〉	16 〈9〉	- 〈-〉	- 〈-〉	4 〈3〉
監査役 〈うち社外監査役〉	4 〈2〉	4 〈2〉	- 〈-〉	- 〈-〉	4 〈3〉

- (注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。
2. 当社は2024年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項

a. 決定方針の決定方法

2021年3月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

なお、当社は2024年6月26日開催の第75回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しております。

b. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系およびインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。

報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみとしております。

c.基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しています。

d.業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の業績達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給しています。連結営業利益を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していることによるものです。

なお、当期の連結営業利益は、960百万円でした。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額36百万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を取締役会で決定し、一定の時期に支給しています。

種類別の報酬割合は、役位に応じて設定する年額の総報酬額を基礎に、上位の役位ほど業績連動報酬の割合を高く設定しています。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長星野 克行が、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬等として各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分額を提示し、取締役会で決議しています。

取締役会は、社外取締役の意見も反映し監督機能を十分に果たさなければならぬものとしています。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
 当社取締役および監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役(監査等委員である取締役を除く)	金 銭 報 酬	年額180百万円以内 (うち社外取締役分 24百万円以内)	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	8名 (うち社外取締役2名)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額36百万円以内	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	6名
監査等委員である取締役	金 銭 報 酬	年額36百万円以内	2024年6月26日開催の第75回定時株主総会	4名

3-3. 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	富岡 政明	社会保険労務士法人 富岡労務管理事務所 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	桂川 修一	桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
取締役 監査等委員	丸山 和貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。
取締役 監査等委員	増田 順一	増田順一税理士事務所 税理士	当社との重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
取締役	桂川 修一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会3回・監査等委員会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
取締役 監査等委員	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会3回・監査等委員会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。
取締役 監査等委員	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、監査役会3回・監査等委員会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役富岡 政明氏、桂川 修一氏および社外取締役監査等委員丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	2人	7百万円
社外取締役監査等委員	3人	11百万円

3-6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社のすべての取締役、執行役員および取締役監査等委員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその行為に起因して負担する法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することを目的としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者の違法行為に起因して生じたものは填補されない等の免責事由があります。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名または名称

当社の会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	26百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を業務管理部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、業務管理部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

②財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③内部監査

業務管理部が内部監査を兼担する。業務管理部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査等委員および会計監査人と協議する。

④財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、業務管理部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。業務管理部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、業務管理部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ①株主総会議事録
- ②取締役会議事録
- ③経営会議議事録
- ④稟議書
- ⑤契約書
- ⑥計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、業務管理部において統括管理を行う。

業務管理部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社4社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を業務管理部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査等委員、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査等委員室配属とし、人事評価・異動等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査等委員の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査等委員の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。
- ③ 監査等委員は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査等委員に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査等委員と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査等委員全員が取締役会に出席し常勤監査等委員が経営会議に出席している。監査等委員会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査等委員は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を業務管理部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、業務管理部が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,255	流動負債	10,578
現金預金	14,103	工事未払金	4,478
受取手形	74	買掛金	71
完成工事未収入金	7,446	短期借入金	302
売掛金	62	1年内償還予定の社債	200
未成工事支出金	27	未払金	177
材料貯蔵品	91	未払法人税等	333
未収入金	373	未成工事受入金	3,691
その他	74	未払消費税等	99
		完成工事補償引当金	35
		賞与引当金	474
		役員賞与引当金	22
		工事損失引当金	174
		その他	516
固定資産	5,233	固定負債	1,388
有形固定資産	4,173	社債	500
建物・構築物	1,086	長期借入金	326
機械・運搬具	293	長期未払金	2
工具器具・備品	46	再評価に係る繰延税金負債	403
土地	2,685	退職給付に係る負債	91
その他	61	その他	65
無形固定資産	278	負債合計	11,966
ソフトウェア	30	(純資産の部)	
電話加入権	31	株主資本	14,687
その他	217	資本金	1,886
投資その他の資産	781	資本剰余金	2,082
投資有価証券	415	利益剰余金	10,773
繰延税金資産	294	自己株式	△55
その他	70	その他の包括利益累計額	835
		その他有価証券評価差額金	△12
		土地再評価差額金	848
		純資産合計	15,522
資産合計	27,489	負債・純資産合計	27,489

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	31,792	
兼業事業売上高	472	32,264
売上原価		
完成工事原価	28,848	
兼業事業売上原価	435	29,284
売上総利益		
完成工事総利益	2,943	
兼業事業総利益	36	2,980
販売費及び一般管理費		2,019
営業利益		960
営業外収益		
受取利息配当金	6	
その他営業外収益	25	32
営業外費用		
支払利息	10	
その他営業外費用	13	24
経常利益		968
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	19	19
税金等調整前当期純利益		949
法人税、住民税及び事業税	330	
法人税等調整額	7	337
当期純利益		611
親会社株主に帰属する当期純利益		611

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2024年4月1日残高	1,886	2,048	10,568	△95	14,407
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△398		△398
親会社株主に帰属する当期純利益			611		611
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		34		40	74
土地再評価差額金の取崩			△8		△8
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		34	204	40	279
2025年3月31日残高	1,886	2,082	10,773	△55	14,687

	その他の包括利益累計額			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年4月1日残高	△13	851	837	15,245
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△398
親会社株主に帰属する当期純利益				611
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				74
土地再評価差額金の取崩		8	8	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	0	△11	△10	△10
連結会計年度中の変動額合計	0	△3	△2	276
2025年3月31日残高	△12	848	835	15,522

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する対象会社はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 資産の評価基準及び評価方法
1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 市場価格のない 時価法
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない 主として移動平均法による原価法
株式等
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
未成工事支出金 個別原価法
材料貯蔵品 最終仕入原価法
- ② 固定資産の減価償却方法
1. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）
2. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）
3. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

- ③ 引当金の計上基準
1. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 2. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。
 3. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 4. 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 5. 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。
- 建設事業においては、工事の請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す履行義務を負っております。
- 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- 一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
1. 退職給付に係る会計処理
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 2. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

3. 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
4. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高
 - ・当期連結計算書類に計上した金額 24,093百万円
 - ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。
工事原価総額の見積りに用いた仮定には、気象条件、施工条件、資機材価格、作業効率等さまざまな要素があります。それら主要な仮定について適時・適切に見積りを行っておりますが、主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度の完成工事高が増減する可能性があります。
- (2) 繰延税金資産
 - ・当期連結計算書類に計上した金額 294百万円
 - ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得が十分に見込まれる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得の見積りに際して、受注見込高や工事利益率等を主要な仮定として、一時差異のスケジューリングを考慮して回収可能性を見積っております。
翌連結会計年度以降、主要な仮定に変動が生じ、将来の課税所得の見積額が影響を受けた場合、繰延税金資産が増減し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当

連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	614百万円
	土 地	2,394百万円
	合 計	3,008百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		4,250百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日	2000年3月31日
③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△906百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,521,233	－	－	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	203,906	625	86,500	118,031

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加225株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加400株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少11,300株、従業員

持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少75,200株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当り配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	398	26.00	2024年3月31日	2024年6月26日

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2025年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当り配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	924	60.00	2025年3月31日	2025年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券（その他有価証券）	210	210	—
資産計(※1)	210	210	—
(1)社債(※2)	700	699	△0
(2)長期借入金(※3)	428	427	△0
負債計	1,128	1,127	△0

(※1)「現金預金」「受取手形」「完成工事未収入金」「工事未払金」「短期借入金」「未成工事受入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- (※2) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。
 (※3) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①非上場株式の時価の算定方法に関する事項

1. 非上場株式（連結貸借対照表計上額205百万円）は、市場価格がなく、「投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	55	—	—	55
債券	—	—	155	155

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	699	—	699
長期借入金	—	427	—	427

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については純資産に基づく評価モデルもしくは、その他の適切な評価技法を用いて測定しています。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の時価は、市場価格のない社債であり、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分

類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	5,293	4,937	—	10,231	10,231
民間	3,009	18,551	472	22,032	22,032
顧客との契約から生じる収益	8,303	23,489	472	32,264	32,264
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,303	23,489	472	32,264	32,264

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	3,249	5,704
契約資産	2,864	1,879
契約負債	2,766	3,691

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で29,879百万円であります。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,007円73銭
1 株当たり当期純利益	39円86銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,935	流動負債	8,882
現金預金	11,034	工事未払金	3,394
受取手形	5	買掛金	71
完成工事未収入金	6,330	短期借入金	302
売掛金	55	1年内償還予定の社債	200
未成工事支出金	23	未払金	101
材料貯蔵品	81	未払法人税等	163
未収入金	341	未成工事受入金	3,500
その他	62	未払消費税等	53
		完成工事補償引当金	33
		賞与引当金	379
		役員賞与引当金	22
		工事損失引当金	174
		その他	484
固定資産	5,233	固定負債	1,265
有形固定資産	3,863	社債	500
建物・構築物	1,069	長期借入金	326
機械・運搬具	207	長期未払金	2
工具器具・備品	46	再評価に係る繰延税金負債	403
土地	2,519	資産除去債務	21
その他	20	その他	13
		負債合計	10,147
		(純資産の部)	
無形固定資産	193	株主資本	12,185
ソフトウェア	29	資本金	1,886
電話加入権	29	資本剰余金	2,040
その他	133	資本準備金	1,940
		その他資本剰余金	99
投資その他の資産	1,176	利益剰余金	8,314
投資有価証券	414	その他利益剰余金	8,314
関係会社株式	467	繰越利益剰余金	8,314
繰延税金資産	239	自己株式	△55
その他	54	評価・換算差額等	835
		その他有価証券評価差額金	△12
		土地再評価差額金	848
		純資産合計	13,021
資産合計	23,169	負債・純資産合計	23,169

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	24,499	
兼業事業売上高	507	25,006
売上原価		
完成工事原価	22,421	
兼業事業売上原価	492	22,913
売上総利益		
完成工事総利益	2,077	
兼業事業総利益	14	2,092
販売費及び一般管理費		1,635
営業利益		456
営業外収益		
受取利息配当金	85	
その他営業外収益	32	118
営業外費用		
支払利息	5	
社債利息	4	
その他営業外費用	13	23
経常利益		551
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	19	19
税引前当期純利益		532
法人税、住民税及び事業税	136	
法人税等調整額	21	157
当期純利益		374

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
2024年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,006	8,347	8,347
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△398	△398
当期純利益					374	374
自己株式の取得						
自己株式の処分			34	34		
土地再評価差額金の取崩					△8	△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			34	34	△32	△32
2025年3月31日残高	1,886	1,940	99	2,040	8,314	8,314

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2024年4月1日残高	△95	12,143	△13	851	837	12,981
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△398				△398
当期純利益		374				374
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	40	74				74
土地再評価差額金の取崩		△8		8	8	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			0	△11	△10	△10
事業年度中の変動額合計	40	42	0	△3	△2	39
2025年3月31日残高	△55	12,185	△12	848	835	13,021

(注)記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法 |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。 |

- ③ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ⑤ 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社は建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。
- 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- 一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
 - ② 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
 - ③ グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高
- ・ 当期計算書類に計上した金額 20,716百万円
 - ・ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 繰延税金資産

- ・当期計算書類に計上した金額 239百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	614百万円
	土地	2,394百万円
	合計	3,008百万円

②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
----------	-------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,986百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	243百万円
短期金銭債務	85百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34条)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 2000年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価
と再評価後の帳簿価額との差額 △906百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	1,713百万円
	仕入高	463百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		88百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	203,906	625	86,500	118,031

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加225株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブの退職者分取得による増加400株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少11,300株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少75,200株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金であります。

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.36%となります。この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債は11百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。なお、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）の増加額及び法人税等調整額の減少額は軽微であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	5,256	4,669	—	9,926	9,926
民間	1,561	13,011	507	15,080	15,080
顧客との契約から生じる収益	6,818	17,681	507	25,006	25,006
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,818	17,681	507	25,006	25,006

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	2,356	4,606
契約資産	2,668	1,786
契約負債	2,505	3,500

契約資産の増減は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(同、減少)により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で27,600百万円です。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	845円35銭
1株当たり当期純利益	24円39銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

佐田建設株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員	渡	邊	秀	幸	印
社外取締役監査等委員	丸	山	和	貴	印
社外取締役監査等委員	木	部	和	雄	印
社外取締役監査等委員	増	田	順	一	印

(注) 当社は、2024年6月26日開催の第75回定時株主総会決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2024年4月1日から移行日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。

会場

- ◆ 所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆ 交通 JR上越線・JR両毛線新前橋駅 西口 徒歩約12分
- ◆ 電話 027(251)1551(大代表)

